

## 栄養成分表示ハンドブック（東京都福祉保健局 令和4年3月改訂）正誤表

下記のとおり、誤記がありましたので、訂正いたします。

正誤箇所	誤	正
P19 〈例2 データベース等から得られた個々の原材料の値から計算をして表示値を求める方法〉	◎13 ページ(3)の別記様式2に基づき、栄養成分表示を作成する。	◎13 ページ(4)の別記様式2に基づき、栄養成分表示を作成する。

## 栄養成分表示ハンドブック（東京都福祉保健局 令和4年3月改訂）の記載内容の変更

令和4年3月30日に食品表示基準が一部改正（内閣府令第21号）され、栄養成分の分析方法が改正されました（公布の日より施行）。

ページ	項目	改正前	改正後
P.10	【表3 食品表示基準に規定する栄養成分等・表示単位・測定法・許容差の範囲・ゼロと表示できる基準】 第3欄 測定及び算出の方法	脂質 <u>エーテル抽出法、クロロホルム・メタノール混液抽出法、ゲルベル法、酸分解法又はレーゼゴットリーブ法</u>	<b>ゲルベル法又は溶媒抽出-重量法</b>
P.11		クロム <u>原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法</u>	原子吸光光度法、 <b>誘導結合プラズマ発光分析法又は誘導結合プラズマ質量法</b>
P.11		セレン <u>蛍光光度法又は原子吸光光度法</u>	蛍光光度法、 <b>原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ質量法</b>
P.11		ヨウ素 <u>滴定法又はガスクロマトグラフ法</u>	滴定法、 <b>ガスクロマトグラフ法又は誘導結合プラズマ質量法</b>
P.28	【表5 栄養成分の補給ができる旨の表示の基準値】 ビタミンK 高い旨の表示の基準値 100kcal 当たり	<u>30</u> µg	<b>15</b> µg

その他の内容につきましても、改正されておりますので、消費者庁ホームページを御確認ください。

消費者庁ホームページ：[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_labeling\\_act/#laws](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/#laws)